

平成30年第3回定例会議事日程（第4号）

平成30年9月21日（金）

午前10時00分開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 委員長報告
- 日程第3 議案第36号 吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第37号 吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第38号 平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第39号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第40号 平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第41号 平成29年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 議案第42号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 議案第43号 平成29年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第11 議案第44号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について
- 日程第12 議案第45号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第13 議案第50号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第51号 工事請負契約の締結について（吉富小学校空調設備整備工事）
- 日程第15 議会報告会の実施について
- 日程第16 議員派遣の件
- 日程第17 閉会中の継続審査の申し出について

平成30年第3回吉富町議会定例会会議録（第4号）

招 集 年 月 日 平成30年9月21日
 招 集 の 場 所 吉富町役場二階議場
 開 会 9月21日 10時00分
 応 招 議 員 1 番 中家 章智 6 番 花畑 明
 2 番 山本 定生 7 番 是石 利彦
 3 番 太田 文則 8 番 岸本加代子
 4 番 梅津 義信 9 番 丸谷 一秋
 5 番 横川 清一 10番 若山 征洋
 不 応 招 議 員 なし
 出 席 議 員 応招議員に同じ
 欠 席 議 員 不応招議員に同じ

地方自治法第121条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	今富壽一郎	会計管理者	奥家 照彦
教 育 長	皆尺寺敏紀	住 民 課 長	瀬口 浩
総 務 課 長	守口 英伸	健康福祉課長	石丸 貴之
企画財政課長	奥田 健一	産業建設課長	赤尾 慎一
税 務 課 長	小原 弘光	上下水道課長	和才 薫
教 務 課 長	瀬口 直美		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

局 長	奥邨 厚志
書 記	太田 恵介

町長提出議案の題目 別紙日程表のとおり
 議員提出議案の題目 別紙日程表のとおり

午前10時00分開議

○議長（若山 征洋君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は10名で、定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名について

○議長（若山 征洋君） では、次に、会議録署名議員の指名を行います。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、中家議員、丸谷議員の2名を指名いたします。

日程第2. 委員長報告

○議長（若山 征洋君） 日程第2、委員長報告を議題といたします。

議案第36号から第50号までの11案件を、一括議題といたします。

総務文教、福祉産業建設、決算特別委員会の各委員長から順次報告を求めます。

総務文教委員長。

○総務文教委員長（岸本加代子君） 8番、岸本です。総務文教常任委員会審査報告を行います。

1、議案第41号平成29年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について、2、議案第44号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について、所管事項。

去る9月7日、付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第41号平成29年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、吉富町奨学金特別会計は、資金の確保や利用者がふえる、減るなど問題はありませんか。利用者の方々から、特筆すべき要望やお礼などを聞いていますか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第44号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、県補助金、農林水産業費補助金は、木製品展示事業と聞いたが、何か予定があるのですか。6月に提出された1号補正には9款地方交付税が上がっていたが今回はありません。ということか説明を求めます。消防団員退職報償金が上がっているが、退職者は何分団で何年勤めていた方ですか。2分団の団員の補充はうまくいくのでしょうか。災害対策費の印刷製本費は、

どういう製本に使うのですか。小学校費の消耗品費の説明を求めます。保健体育費に委員等出張旅費が上っているが、どういうことに使われるのですか。等々の質疑がなされ、意見では、総務管理費の区振興事業費補助金（公民館）については、6月議会において否決されて以降、当該自治会から再三の要求をいただいています。

今補正において可決されるよう希望し、賛成意見とします。この第1号補正予算は、当初予算で否決された予算によって組まれた補正予算と思います。それによって町長の専決が行われた当初予算です。何で同じように専決しなかったかがかなりの疑問です。これを専決しなかったことについて、同意はできません。等々の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務文教委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、福祉産業建設委員長。横川委員長、報告。

○福祉産業建設委員長（横川 清一君） 議員席5番、横川です。それでは、ただいまから報告を行います。

福祉産業常任委員会審査報告。

- 1、議案第36号吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例の制定について。
- 2、議案第37号吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について。
- 3、議案第39号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について。
- 4、議案第40号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について。
- 5、議案第42号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について。
- 6、議案第43号平成29年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について。
- 7、議案第44号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について別紙付託明細。
- 8、議案第45号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について。
- 9、議案第50号町道路線の認定について。

去る9月7日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第36号吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

質疑では、通常は法律があり条例がある。条例がなくても上位法があればいいということもあるが、この場合、許可のもととなるものは必要ないのですか。コンテナハウスは安いもので300万円を超えているが、使用料は年間6万円、耐用年数から計算して、根拠としてあうのですか。長期に設置することを踏まえてしなくてよいのですか。条例がないまましていたことにつ

いて、町長の責任はどうなるのですか。住民に対して言わなくてよいのですか。ある程度規則の中身を言ってもらわないと、住民に対して不利益となる可能性があるものが規則に入った場合、私たちにはわからない。今後はそこの部分を十分考慮していただきたい。等々の質疑がなされ、意見では、3年の時限付という前提で我々はこれを審議し、許可をしたものであり、今後これを継続してこのような条例を定めることは、現時点で賛成することができませんし、町長の説明では上位の法があるからいいと言われていましたが、上位の法では、使用料に関する基本事項として、条例の定めに従い徴収すると。確かに不利益を生じない分に関しては法で適用されるが、お金を徴収する部分は、地方自治体で条例を定めることが国の方針であり、日本国としての決まりだと思っていますので、今時点でこの条例に関して賛成することはできません。等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第37号吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてであります。

質疑では、第8条の委任で、本会議場でもいろいろ聞いた内容については規則で定めると言っていたが、規則の内容がわからない。現時点でどのような規則をつくるつもりなのですか。等々の質疑がなされ、意見では、規則で定めるとなっているものが、住民に対して不利益にならないようなものかが判断できませんので、委任事項について私は納得できません。反対します。等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第39号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、国民健康保険の加入者は何人ですか。ジェネリック薬品の使用の推移を教えてください。高額医療に関して、一時期C型肝炎の特効薬が町の負担になっていたが、薬価が下がったとも聞いた。推移がわかりますか。基金は、保険制度が県に統合されても町のものとして説明を受けましたが、1億円残っている町の基金の取り扱いはどうするのですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第40号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、後期高齢者の人数と推移を教えてください。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第42号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、工事請負費のポンプ取りかえ工事の内容を説明してください。全国で地震が多く発生している。そのときに下水道管が曲がってトイレが使えないようなことをテレビで聞くが、本

町の場合、震度何までは大丈夫とか、検査結果がありますか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第43号平成29年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、水道管は、都会のほうでは40年経過の古い管の問題がいろいろ出ていて、そこが侵食して道路が陥没したりなどしている。本町は大丈夫ですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

議案第44号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてであります。所管事項について、ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、漁港管理費について、過去の深淺測量はいつごろですか。町道新設改良工事費の説明を求めます。防護柵の設置ではなく、ふたをすることはできないのですか。山側の水路に設置するのですか。河川海岸費の用排水路改良工事費の説明を求めます。そこにある堰から逆流したゴミが、幸子団地の駐車場の横にある池に流れ込んだりしている。改善できないのですか。ふるさとセンターの備品購入費のタッチパネル式情報発信機器には、今後予算がかかるのですか。24時間使えるようにする設備だと思うが、大丈夫ですか。等々の質疑がなされ、意見では、水産業費に測量費などが出ているが、そもそも浚渫にかかる工事費も入っていない。昨年の7月豪雨が起きた時点ですておくべきものだと私は判断いたしますので、この不作為と言ってもいいような行為に対して私は賛成できませんので、ここの部分について反対いたします。等の意見がなされ、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第45号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

質疑では、電算システムの改修委託は、どのようなことをするのですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

議案第50号町道路線の認定についてであります。

質疑では、今できている土屋の新しい道の取り付け道ということだが、取り付けられる側の道路の予定、見込みはわかりますか。土屋区は、海拔が低い水没地域に指定されているところもあるが、今回の道をつくることにより、雨水は問題ないのですか。雨水は、何ミリまでなら大丈夫とかのデータはあるのですか。等々の質疑がなされ、意見等は特になく、採決では原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、福祉産業建設委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 次に、決算特別委員会委員長。花畑委員長。

○決算特別委員長（花畑 明君） それでは、決算特別委員会審査報告を行います。

議案第38号平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について。

去る9月7日付託された上記議案に対する当委員会の審査の経過、結果について報告いたします。

議案第38号平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。ページを追って慎重に審査を行いました。

歳入の質疑では、税が今回増加した主な理由と不納欠損、収入未済額の主な内容、対応について説明を求めます。地方交付税はここ最近減っているが、減額の説明を求めます。本町は補助事業をしているが、その際、起債をした時に充当（交付税措置）もふえてくると思われる。充当してくれているのですか。民生費負担金の延長保育料は、どういう計算式で徴収されるのですか。また、保育料は、過去に比べて減っていますか。放課後児童クラブ保育料は、何名分ですか。減免対象は何人ですか。漁港使用料、占用料の件数と推移を教えてください。コンテナハウス使用料が使用料として上げられているが、条例に基づかないで入ってきているお金なので、入れるとなれば雑入ではないのですか。社会資本整備総合交付金の対象事業費と補助割合等を、わかりやすく教えてください。自殺対策緊急強化事業補助金では、どういうことをしたのですか。水産業費補助金の内容の説明を求めます。子どもの読書活動充実事業補助金で、家読の事業の内容を教えてください。29年度が最後の年だったが、子供たちの読書量がふえたなど、目に見える実績はありましたか。財産運用収入の利子及び配当金が大幅に減額になっている。基金の取り崩し過ぎ、使い過ぎで減ったのですか。ふるさと吉富まちづくり応援寄附金は、6名の方から頂いたということだが、昨今、他自治体が過度な返礼品を贈り政府も問題にしている。本町は、返礼についてはどのようにしましたか。財政調整基金を1億5,458万4,000円取り崩している。昨年、前年度繰越金で翌年度に1億2,000万円繰り入れたと思うが、差額の3,458万4,000円は、1年間で使った、減ったという認識でよいのですか。特定目的基金の人材育成基金繰入金を英語教育に持っていつているが、いつまでするのですか。基金で何年続けられるのですか。臨時財政対策債について、余るお金がなく、他の借金をするのであればこちらの借金をしたほうが得という話ならわかるが、借りたほうが得という借金は存在しないのではないのですか。交付税へ充当されると言っても色がついてないのではないのですか。他の自治体では隠れ借金になり、繰り上げ償還をしてやめている自治体もある。2億円余す余力があれば、これをしなくてもよいのではないのですか。

歳出の質疑では、職員援助プログラムの説明と職員ストレスチェックの実績を教えてください。職員研修負担金で、今回行った内容を教えてください。豪雨災害見舞金の支出の基準を定めていますか。見舞金の額は、近隣とあわせているのですか。広報よしとみがカラーになったが、評判を聞いていますか。個人番号カードの申し込みが少ないと聞くが、吉富町民としてこれを持つメ

リットはあるのですか。町内巡回バスは、利用者がふえ、運賃収入がふえたということですか。次にアンケートを取るのはいつごろになるのですか。日祝日の運行についての執行部の姿勢は今までと変わらないのですか。車をラッピングして子供たちからは、いいね、町外の方からも明るくなったねと意見を聞いています。担当課にも意見が上ってきていますか。吉富駅より海側の方は11時30分までに巡回バスに乗らないと、12時、1時台にこっちに来られない。11時台に乗ってきた人は、帰るのが2時半までない。この間に、もう1便つなげることはできませんか。代替の運転手がいればできるのではないのですか。駅前のにぎわい事業については委託事業で行っているの、町に報告があると思うが、その説明と成果の報告は何を基準とし、目に見える成果の報告がありますか。この1年でしたことに対しての報告はきていると思うが、それを細かく精査しながら何が足りないのか、これが無駄なら変えましょうという議論があると思うが、そういう報告、議論、会議はしているのですか。5年の計画があつたとしても進捗状況によっては、修正したりする必要がある。それを判断する物差しとして、町民の意見を聞くことはしないのですか。マタニティボックス導入の際、議論になったが、ずっと続けるのですか。適切な内容なのかの検証はしましたか。選択できるような検討はできませんか。空き家改修補助金実績が低い、使い勝手が悪いのですか。介護手当は何人分ですか。受けられるのに申請していない人がわかりますか。周知はどのようにしていますか。申請できるのに申請していない人がいれば町から知らせてもらえないでしょうか。あんしん住宅リフォーム事業の3年間の予算額と支出額を教えてください。予算化を縮小して、介護予防、疾病予防に予算を回したほうがよいのではないのですか。本町で保育園に行けない待機児童を把握していますか。病児・病後児保育事業委託料は、何件くらい使われていますか。がん検診の受診率を教えてください。不妊治療費用扶助費は何件分ですか。清掃費のごみ箱設置費補助金に関連し、移設の場所は、地区にお願いすることになると思うが、行政からこの辺がいいのではとの指導や、交渉する考えはありませんか。町内の不法投棄はどのような状況ですか。水道施設費の出資金について、出資が必要な理由は何ですか。界木地区は場整備工事費について、4月から農業はできるようになっているのですか。受益者負担金は決まりましたか。農地を借りる使用料は、当事者で決めることになるということですが、町が仲介役になることがあるのですか。漁港管理費の深淺測量業務は、過去にはいつしたのですか。簡易測量は、測量としてみなされるのですか。何のためにしたのですか。県との折衝の中で、有益なデータになり得るのですか。県との折衝は、いつごろしていたのですか。今回埋まったことへの相談は、水産振興課とはしていないのですか。毎年、管理責任者として航路の管理義務があるかと思うが、数年に1度すべきではなかったのですか。5年ごとに維持浚渫（通常浚渫）をする考えのようだが、28年度にデータ取りでやるべきだったのではないのですか。今後の行程を示せませんか。消費生活相談業務委託料の実績を教えてください。道路維持費は適正な予算だったので

すか。電源道路の穴ぼこなど危険防止のため、簡易でもよいので安全面からすべきではないですか。県景観整備事業負担金について、県道（けやき通り）の吉富町分は、何年計画で工事をするのですか。いじめ問題対策委員報酬は、会議何回分ですか。小学校にタブレットパソコンなどを導入したが、使い始めてから壊したり、紛失したことはありませんか。子供会の結成数等を教えてください。原状回復のため、何を改善すればよいと考えていますか。ここ数年、酷暑猛暑が続く、体育館を利用している方が悲鳴を上げている。担当課にも話をしたと聞いていますが、熱中症予防等への配慮の考えを問います。実質収支に関する調書の質疑では、単年度の実質の金額はマイナス1億4,948万8,000円で間違いないですか。本町の財政運営は本当に大丈夫と言えるのですか。ますますの高齢化の到来が考えられ、それらに伴う支出はさらに増加が進むことも容易に考えられる。そのためには、今後の財政指標として、貸借対照表、BS等企業会計を導入すれば、さらなる健全化が図られるのではないですか。等々の質疑のほか、多数の質疑がなされ、意見では、この決算書については、さきの30年度の当初予算と同じく、自転車操業的なことを繰り返す形であり、私は健全財政とは到底思えず。この決算書自体に賛同することはできません。並びに、先ほどの質疑の中で、漁港浚渫にかかわる航路の測量の件は、今まで我々が本会議並びに委員会で質疑した内容と違うことが出てきたということも踏まえまして、この決算書自体を認定することは到底できませんので、反対をします。

歳入歳出決算は根拠法というか条例による契約で、自治体会計処理をしてはいない。調定に不備があることがわかりました。よって、この決算書には同意ができません。

予算審議の際、4つの点で反対していました。自衛隊関連予算、学力テスト、本町の身の丈にあったとは思えない建造物、同時にもたらさせる起債が町財政に与える影響。入札における最低制限価格の導入についての問題です。この1年の経過を示す本決算は、最低制限価格の導入に対する前向きな姿勢が見られず、あるいは危惧した予算が執行されたことを示しています。以上が反対の理由です。また、問題点として実質的には、使用料ではあっても、条例に基づかず徴収されたものの会計処理のあり方は、たとえ法律に触れないとしても適正に修正すべきであるということ指摘したいと思います。さらに、深淺測量委託料をめぐっての執行部の見解については、納得していないことも申し添えて反対の意見とします。等々の意見がなされ、採決では原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、決算特別委員会審査報告を終わります。

○議長（若山 征洋君） 以上で、委員長報告を終わります。

これから議案の審議に入ります。

日程第3. 議案第36号 吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例の制定に

ついて

○議長（若山 征洋君） 日程第3、議案第36号吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議席2番、山本です。吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例の制定について、反対討論いたします。

条例なきままに運営されていた手続ミスからの急遽制定だと。

そもそも3年の時限付ショップ運営であるような説明であったものが、恒久的運営への条例制定であり、時限付の地方創生交付金での事業であり、将来への町負担を強いる可能性を否定できない。よって、当条例制定には賛成できません。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） この事業は、3年の時限付であり、今後についての見通しの見解もないままでの提案である点、さらに条例がないままに徴収された実質的な使用料の処理のあり方に問題があります。この2つの問題があります。

しかし、条例は必要であり、条例を制定することそのものには反対ではありません。問題点も指摘した上で賛成いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 議案第36号吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例の制定について、7番、是石、反対討論をいたします。

今回の決算議会提案の平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算書の歳入12款使用料及び手数料1項使用料3目商工使用料1節ふるさとセンター使用料、調定額は30万1,160円、収入済額30万1,160円、備考欄にコンテナハウス使用料24万円、ふるさとセンター使用料6万1,160円のうちに、そごがあることを指摘する。

1、コンテナハウスは、ふるさとセンターではない。

2、使用料の徴収は自治法第225条、228条を根拠に条例で定めた上で徴収する。根拠のない行政財産の使用を使用料として歳入に入れる間違いを犯している。

3、雑入として処理するべきと指摘されたが、現在まで議会に議案の差しかえの申し入れもない。

4、条例にない使用料徴収の不適切を問うと、使用契約書を交わしている、民間契約では当たり前のことと答える町長。吉富町の行政財産の適切な使用料徴収であり、民間契約ではないと指摘した。さらに、この部分においても調定に不備があると指摘しております。これは、調定の更正が必要ではないかと、調定収納した後に根拠や金額の誤りが判明したことになる、実は根拠がなかった収入となれば、過誤納金として還付することになる。議案第36号の審査冒頭で、条例の設置ミスを含めた課長は、本来、判明した時点で上司・同僚課長ともども対処に検討すべきだったはずだ。年度の誤りは収入済額、収入未済額にも誤りが生じ、翌年度への繰越額にも影響が出るものだ。議会へ提出する決算を修正しなければならないはずである。条例にない使用料を3目商工使用料に上げたミス、調定の不備をなかったかのように済ませてそのミスをごまかす後出し条例を通すことはできない。悪意があると思えない。この時点での吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例を通すことは議会をみずからおとしめることになる。議員各位での全会一致での否決を切にお訴えするものであります。

以上、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 賛成討論を行います。

駅前にぎわい事業を目的としたこの事業は、マスコミにより町外に広く宣伝され、その目的を私は達していると思います。今、本議会において担当課による説明も聞きました。今、この条例を設置することにより、この軌道に乗ったチャレンジショップはより前進するように願い、担当課の答弁を良とし、賛成意見といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 賛成討論いたします。

先ほどの岸本議員と同じ趣旨の賛成討論でございます。

担当課のこの条例の制定の上程が遅れたことの不備はあるとしましても、早急に条例を制定することが急務と思いますので、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第36号を採決いたします。異議がありますので、起立により採決をいたしま

す。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（若山 征洋君） 起立5名であります。よって、議案第36号吉富町チャレンジショップの設置及び管理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

日程第4. 議案第37号 吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（若山 征洋君） 日程第4、議案第37号吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定について、反対討論をいたします。

そもそも6,000万円の予算を投じた駅前トイレの設置の前に制定する条例であり、その条例の中身も主だった決まりは規則で定めるなど、不備としか言いようのない内容である。よって、当条例そのものに反対いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 全議案の条例案に比較して、あまりにも粗雑という印象が否めません。規則で決めるとのことですが、それでは不十分と判断しました。反対します。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 議案第37号吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例について、7番、是石、反対討論いたします。

この条例の根拠は、地方自治法第244条の2によるものということです。法第244条は、指定管理者の指定の手続、管理の基準及び業務の範囲等を定めるものと聞いております。セン

ターの利用目的が漠然として説明不足、条例の施行に関する細則は規則で決めるとして議会の審議によらないものとするものだ。後出し条例を認めることはできない。

以上、反対討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第37号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立4名であります。よって、議案第37号吉富町インフォメーションセンターの設置及び管理に関する条例の制定については、否決されました。

日程第5. 議案第38号 平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第5、議案第38号平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 2番、山本。議案第38号平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算に対する反対討論を行います。

1つ、今期決算は歳入46億461万6,000円、歳出は43億5,985万円であり、実質収支額は2億1,025万8,000円の残額ではあるものの、近年、同じ形で行われている基金繰入金3億5,974万6,000円が補填され、今年度の収支は1億4,948万8,000円の赤字であり、執行部からの説明では実質単年度収支額では1億6,246万3,000円の赤字であったと。

2つ、自治法上で運営されるべき自治体会計では、あり得ない勘定項目の不備を指摘したにも

かかわらず、修正さえ行われなかった。

また、昨年7月の九州北部豪雨災害時に土砂が埋まった吉富漁港の航路浚渫の問題についても災害申請で必要であった深淺測量業務が執行されていた。度重なる質疑においても平成24年以降は行っていないとの答弁が、議会の認識と全く違っていたことも審議の過程で露呈した。

3つ、議会は人口減、住宅の供給過剰を指摘しつつも続けた過剰なる団地建設など、過度な町民借金である起債をふやし、先人たちが積み立ててくれた特定基金を自由に切り崩し、普通預金である財政調整基金を使って収支をよく見せるかのような行為を続けることに、町民付託を受け子・孫たちに責任を持つ立場である議会議員として到底認めることはできない。

以上のことから、決算認定に反対いたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 議員席3番、太田です。

平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成討論を行います。

平成29年度吉富町一般会計歳入歳出の中で、全体的に見ても何ら問題もなく、実質収支に関する調書では1億1,000万円が財政調整基金へ繰り入れられており、このことを高く評価し、賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 私は、予算審議の際、4つの点で反対しました。自衛隊関連予算、学力テスト、本町の身の丈にあったと思えない建造物と同時にもたらされる起債が町財政に与える影響、そして入札における最低制限価格の導入についての問題です。

在日米軍の再編計画が進められる中、防衛省は航空自衛隊築城基地の滑走路を延長しようとしています。米軍機による訓練が強化される恐れがあり、地元では築城基地が米軍基地化すると危惧する声が上がっています。

学力テストには反対です。そもそも1回のテストで学力が判断できるものでしょうか。また、その結果公表は関係者、ひいては子供たちを追い詰めるものです。

本町の身の丈にあったと思えない建造物が本町の財政にもたらしている影響があります。その影響については、町民の皆さんの中からも批判、そして財政に対する危惧する声が上がっております。最低制限価格は事業を保障するとともに、労働者の生活を守るために必要です。こうした中、関連予算が執行され、最低制限価格についての前向き姿勢も示されませんでした。

以上が、反対の理由です。

また、問題点として2つ述べます。実質的には使用料ではあっても条例に基づかずに徴収されたものの会計処理のあり方は、例え法律に触れないとしても適正に修正されるべきです。

また、漁港の深淺測量委託料をめぐって委員会では議論がなされました。執行部の見解には納得できておりません。

この2つの問題点も申し添え、反対の討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 本議案について賛成討論を行います。

平成29年度当初予算について、積極財政によるものだと評価し、私は賛成討論をいたしました。

今決算議会において各議員の質疑に対する執行部の答弁を良とし、また監査委員による厳正な審査を受けた平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について、私は賛成いたし、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。丸谷議員。

○議員（9番 丸谷 一秋君） 9番、丸谷です。平成29年度吉富町一般会計決算への反対討論を行います。

今期、一般会計決算には、計上等問題点が質疑で明らかになった、それらを看過することが議会としてできません。吉富漁港の航路浚渫の問題に関しても、昨年に深淺測量を行っていた事実が判明した。漁師をいたずらに虐げる行為を黙認できず、当決算の認定には賛成はできません。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 賛成討論いたします。

我が町の昨年度の経常収支比率は88%ちょっと、ことしもそういう率になると思います。これは、全体的な財政の大きな判断になるところでございますので、私は賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 議案第38号平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定について、7番、是石、反対討論をいたします。

去年、まさに平成29年度中の7月5日の九州北部豪雨災害の折、吉富漁港への航路浚渫は管理者責任を果たさず、浚渫実施を着手しなかったことに抗議がなされました。

吉富議会では町民共有の航路の速やかな浚渫を求め、全会一致で決議をいたしました。平成29年度中に何度も質疑を繰り返し討論もしたけれども、測量もしない（携帯音）済いません、申しわけない。

○議長（若山 征洋君） 他の方も携帯は切っといってください。

○議員（7番 是石 利彦君） 申しわけございません。済いません、大変、議長、済いません。

もう1回繰り返します。平成29年度中に何度も質疑を繰り返し、討論もしたけれども、測量もしない、実施計画すら示さないまま責任回避、不作為の1年でありました。今平成30年度

9月決算議会に提出された平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算書を審議する際、航路の土砂の深浅測量の実施が行われていたことが判明しました。担当課長のそれまでの答弁は、議会無視、善良なる町民への背信行為ではないかと憤りを禁じ得ません。悲痛なる漁業者の死活問題だの声に対して、担当課長は死活問題はわかっておりますと答弁しました。でも浚渫はいまだにそのままであります。担当課長にそのような苦しい答弁を強いたのは誰か。血の涙に染まったかのような29年度行政結果としての平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算は、この1点だけでも不認定に値します。議員各位の御賛同を切に、切にお訴えするものであります。

以上。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて、質疑、討論を終わります。

これから、議案第38号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は認定とするものです。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立4名であります。よって、議案第38号平成29年度吉富町一般会計歳入歳出決算の認定については、認定しないことに決しました。

日程第6. 議案第39号 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第6、議案第39号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 担税能力を超える国保税の高さに多くの町民が苦しんでいます。そうした中、本決算が示しているのは、保険給付費が下がっているのに保険税はほぼ横ばいとい

う状態、実態です。技術的には難しい面もあろうかと思いますが、税の引き下げが検討されてよかったですと思います。保険給付費の動向という条件つきながら税率の検討についての若干前向きな答弁もありました。しかしながら、一般会計からの任意の繰り入れも全くなされておられません。国庫負担を引き下げている国の施策にも反対です。また、県単位化に向けて準備がなされた1年間の決算です。私は、県単位化へも反対です。

以上のことから、住民を守る立場での町の一層の努力を求めて反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 平成29年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

32年度から県へ委任されますが、その間に吉富町が持つ国保会計の基金について先日の質疑の中でもできる限り町民及び加入者へ還元していただけるようにという検討をしてもらうようにお伝えしておりますので、その意味もありまして、前向きに検討していただけることを信じて賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第39号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 多数であります。よって、議案第39号平成29年度吉富町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第7. 議案第40号 平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第7、議案第40号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 75歳という年齢で高齢者を区別し、多くの対象者の生活実態にあわない保険料と医療費を課すこの制度そのものに反対です。その立場から本決算に反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第40号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立多数であります。よって、議案第40号平成29年度吉富町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第8. 議案第41号 平成29年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程第8、議案第41号平成29年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第41号を採決いたします。この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第41号平成29年度吉富町奨学金特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第9. 議案第42号 平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定
について

○議長（若山 征洋君） 日程第9、議案第42号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。よって質疑、討論を終わります。

これから、議案第42号を採決いたします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするものであります。本決算は、委員長報告のとおり認定することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第42号平成29年度吉富町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

日程第10. 議案第43号 平成29年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定
について

○議長（若山 征洋君） 日程第10、議案第43号平成29年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 生命の維持に必要な水に消費税はかけるべきではありません。よって、反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第43号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本決算に対する委員長の報告は、認定とするものです。本決算は、委員長報告のとおり認定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 賛成多数であります。よって、議案第43号平成29年度吉富町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、原案のとおり認定することに決しました。

監査委員は退席されて結構でございます。お疲れさまでした。

日程第11. 議案第44号 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）について

○議長（若山 征洋君） 日程第11、議案第44号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）についての反対討論を行います。

6款農林水産業費2項水産業費3目漁港管理費13節委託料1,380万3,000円、吉富漁港航路の測量関係費であります。その目的であるはずの航路浚渫工事費の計上はなく、議会答弁では、今年度の浚渫工事の実施は行えないということを平然と言う担当課長であり、いまだに町長の口から浚渫工事を行うとは発せられていない。このような状態で補正予算への賛成を行うことは住民代表であり、住民の代弁者である議会議員としては到底容認できません。

以上の理由から反対いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。太田議員。

○議員（3番 太田 文則君） 3番、太田です。今回の一般会計補正予算（第1号）について賛

成討論をいたします。

第6款農林水産業費2項水産業費3目漁港管理費13節委託料1,380万3,000円の予算が組み込まれています。この委託料は、浚渫工事を行う重要な第一歩の予算と捉え、何ら反対する理由も見つかりません。可決成立することで浚渫工事が首尾よく進むことを考え、賛成討論いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今の賛成討論を聞いて、反対討論をせざるを得んようになりました。

この第1号補正予算は当初予算ですね。当初予算で否決された予算によって組まれた補正予算であります。第一、本当は9月に上程されたものでありますから、1号の3と本来はするべきだろうと思いますが、何で町長が専決しなかったのか、不思議でなりません。当初予算は住民生活に支障を来さないがために全額議会の意見を取り入れずに専決したものであります。でありますので、内容を、私は否決された当初予算による補正予算だから、反対しますという理由です。ですから、町長が当初予算を専決したように同じく専決にすれば、町民の生活に支障はなかったはずです。私、それを期待したんですが、今度は逆に議会の責任かのように専決に及びませんでした。この間、何カ月も据え置きになっていた住民生活に関する補正であります。ここだけしっかり指摘しておかないといけないと思ひまして、反対討論いたします。

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 委員会で賛成討論したこの補正に6月議会に流されたこと、区振興事業補助金、大雨が降り、地元住民の方々は雨が降るたびに、我が公民館は大丈夫だろうかというような危惧があったんですけれども、そういうことを強く希望し、賛成討論いたしました。

また、今、あわせてこの補正予算には、反対されている方々が、6月補正を反対された方の意見の中に、当初にあるべきものがないから反対という筋論からすると、初めの第一歩である漁港管理費が入りました。どうか住民生活に支障を来す数々の補正も含まれています。ないものが含まれたということの評価をいただき、1名でも多くの同僚議員の賛成を求めることを表明し、賛成討論いたします。（発言する者あり）

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） 賛成討論いたします。

この補正予算の中には、道路新設改良工事費の中に小学校の通学路への転落防止柵設置工事が含まれております。十数年間、議会でもこの通学路への安全性についていろいろな要望をし、討

議もしてきました。早急な工事の着工が急務であります。また、漁港管理費には浚渫工事費への第一歩である検査の委託料が含まれています。今後、全ての必要な環境を整えれば、適切な時期に浚渫が行われることを確信しています。議員議会は、その環境を整えるため、執行部または関係団体への環境調整に努力すべきものと考え、賛成といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 本補正予算には航路浚渫に向けた測量委託料など、漁港航路の調査費用が計上されております。しかし、質疑の中で漁港の航路は直近の埋まる前の水深調査がなく、数年前の調査結果しかないのでは水害で埋まった証明が難しく、もともと災害復旧には該当しなかったという内容の説明がなされました。本議会になって初めてなされた見解であり、責任逃れの論ではないかとも思われます。

一方、災害は突如として起こるのであり、通常、土砂のたまる量が過去の実績からわかり、極端なたまり方をすれば、それは災害によるものと推測できるとの見解もあります。結果として現段階で疑問が完全に払拭できたというわけではありません。

また、漁協組合に対する暴力的組織という決めつけに対しての取り消しもなされていません。

こうした問題点がありますが、航路浚渫に向けての具体的な前向きな姿勢が示されました。今後、真相の解明、責任の究明に向けて努力する決意を表明し、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第44号を採決いたします。御異議がありますので、起立により採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（若山 征洋君） 起立5名であります。起立5名多数であります。よって、議案第44号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）については、原案のとおり、可決されました。

○議員（2番 山本 定生君） 議長、動議を提出します。

附帯決議を提出します。事務局へ提出しておりますのでごらんください。お願いします。

〔「賛成」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成者がありますので、この動議は成立いたしました。

ただいま、山本議員から、議案第44号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議についての発議案が提出されました。この動議は、他に1人以上の賛成者がありますので、成立いたしました。

お諮りいたします。ただいま山本議員ほか1名から提出のありました議案第44号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議についての件をこの際、直ちに日程に追加し、追加日程第1として議題にいたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第44号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）への附帯決議についての件をただちに日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決しました。

事務局に議案の配付をいたさせます。議案配付のため、暫時休憩いたします。再開は11時25分からです。

午前11時16分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（若山 征洋君） 休憩前に引き続き、再開いたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 発議第4号、議案第44号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議について。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 提出者に説明を求めます。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 議案第44号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）に対する附帯決議。

平成30年度一般会計補正予算（第1号）の6款農林水産業費2項水産業費3目漁港管理費の航路浚渫に伴う測量関係費に関し、国庫や県費補助など、災害としての財源を確保して早期に浚渫工事に取り組むことを強く求める。

以上を早期に取り組まれるよう強く求めることと決議する。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議第4号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、発議第4号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） この、きょう出された附帯決議の賛成討論いたします。

提出者については、先ほど採決された折に賛成されなかった方からの決議ではございますが、出された決議文については何ら一点の疑義もないので私は賛成いたします。賛成討論いたします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって発議第4号、議案第44号平成30年度吉富町一般会計補正予算（第1号）への附帯決議については、原案のとおり可決されました。

日程第12. 議案第45号 平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

について

○議長（若山 征洋君） 日程第12、議案第45号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから、議案第45号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、可決であります。本案は委員長報告のとおり決することに御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第45号平成30年度吉富町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

日程第13. 議案第50号 町道路線の認定について

○議長（若山 征洋君） 日程13、議案第50号町道路線の認定についてを議題といたします。

これから、委員長報告に対する質疑に入ります。御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 次に、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長報告のとおり決定することに、御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第50号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

日程第14. 議案第51号 工事請負契約の締結について（吉富小学校空調設備整備工事）

○議長（若山 征洋君） 続きまして、本日追加提案のありました、日程第14、議案第51号工事請負契約の締結について（吉富小学校空調設備整備工事）を議題にいたします。

事務局に議案を朗読いたさせます。事務局。

○書記（太田 恵介君） 議案第51号工事請負契約の締結について（吉富小学校空調設備整備工事）。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（今富壽一郎君） 本日、契約案件1件について追加提案し、御審議をお願いするものであります。

提案理由について御説明申し上げます。

議案第51号は、工事請負契約の締結についてであります。吉富小学校空調設備整備工事につ

いて、平成30年9月14日に入札会を行い、株式会社つねひろが落札し、契約相手予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり条例の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。

以上、提出議案については行政運営上重要なものであります。何とぞ慎重に御審議の上、御議決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長に内容の説明を求めます。教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 御説明いたします。議案書1ページをお願いいたします。

議案第51号工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例、昭和39年条例第93号第2条の規定により、議会の議決を求める。

1、工事名、吉富小学校空調設備整備工事。2、工事場所、吉富町大字広津665番地1。3、契約の方法、指名競争入札。4、契約金額、3,877万2,000円うち取り引きに係る消費税及び地方消費税額287万2,000円。5、相手方、大分県中津市大字永添346番地の6株式会社つねひろ代表取締役恒廣倫光。

去る平成30年9月14日、指名競争入札を実施したところ、資料ナンバー2の1ページ入札結果調書のとおり株式会社つねひろが落札し、契約予定者に決定いたしましたので、この工事請負契約を締結するに当たり、条例の定めるところにより議会の議決を求めるものであります。よろしく御審議、御議決くださいますようお願いいたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 担当課長の内容説明が終わりました。

これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回のこの工事請負契約ですが、この吉富小学校のいわゆる空調機、冷房の設置が、全国でもかなり早い段階、今、全国でテレビでもにぎわっているように、学校施設になかなかこれがないということで問題視されてますが、その上で吉富町はいち早くこういうことに取り組みれることに我々も賛成し、いち早く導入してほしいということで進んでるものだと思いますが、1点お聞きしたいんですが、今、このような状況の中で、国では全国にこの空調をつけるようなことをまだ閣議決定はされておきませんが、議論されております。その内容と、我々が今回、昨年の29年度の国の補正予算で進めてるこの補助の内容に違いがありそうかどうか、ちょっとその辺の情報があれば、その1点だけ教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

現段階で国のそういう補正予算等なのか、どの段階で確保するのか等情報も入っておりませんし、示されておりませんので、今の御質問について違いがあるか、ないかも私にはわかりかねます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） わかりました。

これは、補助事業が入っておりますので、できる限り条件がいいほうがいいということも言われるかもしれませんが、やはりいち早く導入するということを決めた、そこについては評価したいと思います。

もう1点お聞きしたいんですが、吉富小学校、今回の、これは天吊り型というクーラーです。構造計算等はされているとは思いますが、そもそも学校の天井にもものをつるすような設計ではないような可能性はないのでしょうか。これが、構造上大丈夫だということに、もちろんされてるんだと思いますが、そこが本当に安心なのか、安全なのか。特に、やっぱり学校現場ですのもしものことがあってはいけませんので、その辺の確認ができているのかを教えてください。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

今回、実施設計するに当たっては、設計業者に設計当時の図面等の貸し出しも行いまして、構造確認や現地確認を行っていただいておりますので、構造上の問題はないというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 梅津です。私は議案51号は工事請負契約ということなので、契約についてこの点で聞きたいと思います。

著しく安価な落札がされていると思うんですけれども、安価な、この企業努力であると思うんですけれど、安かろう悪かろうではないと思うんですけれど、担当課は、この落札結果についてどういう御感想をお持ちでしょうか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

落札結果につきましては、梅津議員さんおっしゃるように企業努力の成果としてこういう形での落札ができたというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。横川議員。

○議員（5番 横川 清一君） これは確認ですが、質問としていたします。

この契約がもしなかった場合、双方の信義性に基づくものという情報が入ってると思います。それで、この計画仕様書の工事をした場合、ひょっと計画以外の問題が出てくると思います。そういう場合には、この信義に基づくという条項に基づき計画の変更、工事の変更、仕様書の変更等が出るかも知れませんが、そのときは粛々と追加変更、工事の変更契約等を行いますよね。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えいたします。

現段階でこの入札工事の発注につきましては、仕様書に示したとおり今の段階での最良の形、なおかつそれに基づいてそのとおりに実行していただければということで発注をしております。

ただ、現場、工事現場の状況等もございますので、そのときに問題等が発生しましたら、発注者、受注者、あるいは管理も入っておりますので、協議もしながら最善の方法はしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに。是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） ちょっとお尋ねしますが、これ以前は空調設備がついてたと思うんですね。除湿器か。そういう器具がまだついとるかなと思いますが、それを取り外したり、その工事は同時に行われるんでしょうか。それからこの金額の中に当然ないんでしょうから、それは別に見積もりか何かするんでしょうか。お願いします。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） お答えをいたします。

今、付けておりますのが除湿の機器ということで、その機材につきましても屋上のダクト、あるいはクーリングタワー等につきましては本工事の契約の中で撤去を考えております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） 是石議員。

○議員（7番 是石 利彦君） 今のお答え、ちょっと確認です。

この金額の、落札金額の中に入ってるんですか。

○議長（若山 征洋君） 教務課長。

○教務課長（瀬口 直美君） 仕様の中に撤去等も入れております。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第51号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思っております。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案51号は委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。岸本議員。

○議員（8番 岸本加代子君） 今回の落札率が68.3%です。次に低い額を入れられた業者の方の落札率が85.7%です。この数字の差から見て、今回、極端に安いというか低い落札額であったことがわかります。着実な事業の確保に対する危惧とともに、企業努力が労働者の労働条件の悪化につながるのか、不安です。最低制限価格の導入を強く求めて、賛成討論とします。

○議長（若山 征洋君） 反対討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議案第51号工事請負契約の締結について（吉富小学校空調設備整備工事）は、原案のとおり可決されました。

執行部は退席されて結構です。お疲れさまでした。

日程第15. 議会報告会の実施について

○議長（若山 征洋君） 日程第15、議会報告会の実施についてを議題といたします。

事務局に議案を朗読、説明いたさせます。事務局。

○事務局長（奥邨 厚志君） それでは、まず議案名ですが、議会報告会の実施についてであります。

内容につきましては、この議会報告会の実施につきましては、議会の中で議決し、実施することが適切ということになっております。その議決をいただくものでありまして、内容につきましてはお手元、議会報告会の実施についての記の下に示しておりますが、1、目的としまして、議会の説明責任を果たすとともに、町民の方との対話を通じて信頼関係を築き、それぞれの地域が

抱える課題などについて町民の意見を聴取して議会活動に生かし、また、議会運営の改善を図ることを目的とする。2、実施場所、各自治会長と協議し、決定した場所。括弧として吉富町内です。3、期日、平成30年11月1日から11月30日までの間で自治会長会と協議し、決定した日程。4、議員の派遣、吉富町議会議員全員（10名）となっております。

以上で、説明を終わります。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対して御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議会報告会の実施については、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議会報告会の実施については委員会付託を省略することに決しました。

次に討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議会報告会の実施については原案のとおり可決されました。

日程第16. 議員派遣の件

○議長（若山 征洋君） 日程第16、議員派遣の件を議題といたします。

事務局に議案を朗読、説明いたさせます。事務局。

○事務局長（奥邨 厚志君） それでは、まず件名ですが、議員派遣の件です。こちらにつきましては、議会報告会を実施するに当たり、地方自治法の規定、会議規則の規定に基づきまして議員の派遣を決定する際、議会の議決が必要ということになっております。したがって、本議案を提出するものであります。

内容につきましては、先ほど議会報告会の実施についての中で述べました記で記している部分と同様でございますので、省略させていただきます。

以上です。

○議長（若山 征洋君） これから質疑に入ります。本案に対しての御質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議員派遣の件は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって議員派遣の件は、委員会付託を省略することに決しました。

次に、討論に入ります。反対討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 賛成討論はありませんか。山本議員。

○議員（2番 山本 定生君） 今回の議員派遣ですが、これは議会報告会の件になります。議会報告会は私、担当として一言皆さんに申しておきたいことがあります。

今年度が議員任期の最後の年であります。できる限り、皆さんが本当に町民と議論を活発に行ってほしいと切に思います。

ただし、今、言いましたように、任期最終年度でありますので、選挙に関係するような発言をしないように十分留意をし、活発な議論を行ってほしいと願い、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（若山 征洋君） ほかに討論はありませんか。梅津議員。

○議員（4番 梅津 義信君） 私も賛成討論をいたします。

平成最後の、また、今、山本議員が言われたように、我々任期最後の議会報告会、4回目になるかな、とにかく平成最後である、いわゆるひとつの天皇の日本式の元号の最後でもあります。

一生懸命取り組みたいということを表示し、賛成討論といたします。

○議長（若山 征洋君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 討論なしと認めます。これにて質疑、討論を終わります。

これから本案を採決いたします。本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は原案のとおり可決されました。

日程第17. 閉会中の継続審査の申し出について

○議長（若山 征洋君） 日程第17、閉会中の継続審査の申し出についてを議題といたします。

総務文教委員会、福祉産業建設委員会の各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配布いたしております申し出書のとおり、閉会中の継続審査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに御異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（若山 征洋君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査をすることに決定いたしました。

----- . ----- . -----

○議長（若山 征洋君） 以上で、今期定例会に付議された議案は全て議了いたしました。

これをもちまして、平成30年第3回吉富町議会定例会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前11時52分閉会
